

(利用者向け)

令和7年度高齢者健康長寿サポート事業 FAQ（よくある質問）

Q1. 利用券を申請したいが、インターネットやはがき、電話で申し込めますか。

A1. 窓口申請のみの取扱いとなります。

Q2. 年度内に誕生日を迎えると70歳になるが、誕生日を迎えてから申請することになりますか。

A2. 令和7年度は昭和31年4月1日までに生まれた方が対象で、誕生日を迎える前でも申請は可能です。

Q3. 代理の者が申請することは可能ですか。

A3. マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など対象者本人の確認書類または委任状を提示することにより、代理申請が可能です。

Q4. マイナンバーカードも運転免許証も持っていません。

A4. 紙の保険証（有効期限内のもの）や、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療の資格確認書も本人確認書類として有効です。

Q5. 対象者が施設に入所している場合に申請は可能ですか。

A5. 介護施設または障害者施設に入所している場合は申請することはできません。
ただし、ケアハウスの場合は申請することができます。

Q6. 額面（200円又は300円）以下の利用料の場合は釣銭をもらえますか。

A6. 釣銭は発生しません。

Q7. 利用料が額面（200円又は300円）以上となった場合、1度に何枚の利用券を使用できますか。

A7. 複数枚使用することが可能です。利用券充当後の残額は、現金をお支払いください。（一部、現金と併用できない取扱い事業者があります。）

Q8. 利用券を紛失してしまったが再発行は可能ですか。

A8. 1度交付を受けた後には、再発行することはできませんので、保管に十分お気をつけください。

Q9. 飲食や物品購入にも使用することはできますか。

A9. 指定する施設または交通機関の使用料・運賃以外に使用することはできません。
健康増進・外出促進に質する目的であることをご理解ください。

Q10. デマンドタクシー（らくらくタクシー）を利用したいが利用券は使用できますか。

A10. 運賃に対し直接利用券を使用する方法と、利用券を田村市デマンドタクシー利用券と交換する方法の2通りの方法で使うことができます。

交換を希望する場合は、市役所高齢福祉課でのみ承ります。なお、可能な限り利用券申請時にお申し付けください。

Q11. 対象者の家族や知人など、対象者本人以外が利用券を使用することはできますか。

A11. 対象者本人以外の使用はできません。また、申請も一人1回までとなります。

Q12. 利用できる各施設や事業者で申請・交付することはできますか。

A12. 利用できる各施設や事業者で申請・交付することはできません。申請窓口は市役所1階高齢福祉課または各行政局市民係、出張所となります。

Q13. スーパーやコンビニ、飲食店などの店舗で使うことはできますか。

A13. 指定する施設または交通機関の使用料・運賃以外に使うことはできません。
健康増進に質する目的であることから、利用できる施設・事業者が限られておりますことをご理解ください。

Q14. 対象者全員に郵送などで交付することはしないのでしょうか。

A14. 対象者の中には必要ないと思う方もいらっしゃるから、窓口での申請・交付とさせていただいております。ご理解くださるようお願いいたします。

Q15. 10月以降に申請した場合に、なぜ2,500円になるのでしょうか。

A15. 利用できる期間が短くなるため、額も減額となっております。ぜひ9月までに申請ください。

Q16. 健康保険を利用し治療を目的として、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復師の施術事業者に通院していますが、利用券は使えますか。

A16. 健康保険の給付対象となる施術には使えません。

(事業者向け)

令和7年度高齢者健康長寿サポート事業 FAQ（よくある質問）

Q1．額面（500円）以下の利用料の場合は釣銭が発生しますか。

A1．釣銭は発生しません。実額を市に請求ください。

Q2．利用券を使用した場合に施設独自サービス事業であるスタンプカードに押印することはできますか。

A2．事業者の判断により押印することは可能です。